

高等裁判所  
家庭局主記録

6553 番

地方離婚裁判所において懸案中である 1984 年夫婦及び家庭訴訟法第 42 章によって扱われた  
主記録中の夫婦訴訟手続き

原告 ラスト 花子

被告 ラスト、ファーストミドル

との間で 英国ロンドン市 ウェストミンスター地区戸籍登記所において  
〇〇〇〇年 〇月 〇日婚姻が正式に成立したものであるが、〇〇〇〇年  
〇月 〇日離婚にかかる仮判決が行われた。

上記離婚仮判決の日より 6 週間以内に十分な理由をもって本件について異議申立てがなされない  
限り、本件離婚は成立することとなるが、本件については異議の申し立てがなされなかったので  
〇〇〇〇年 〇月 〇日をもって婚姻は解消され、最終的に離婚が成立したことを証明する。

翻訳者氏名 : 日本 花子

住所 : 101-104 Piccadilly London W1J 7JT

電話番号 : 0207-465-6565